

介護保険負担割合証を交付します

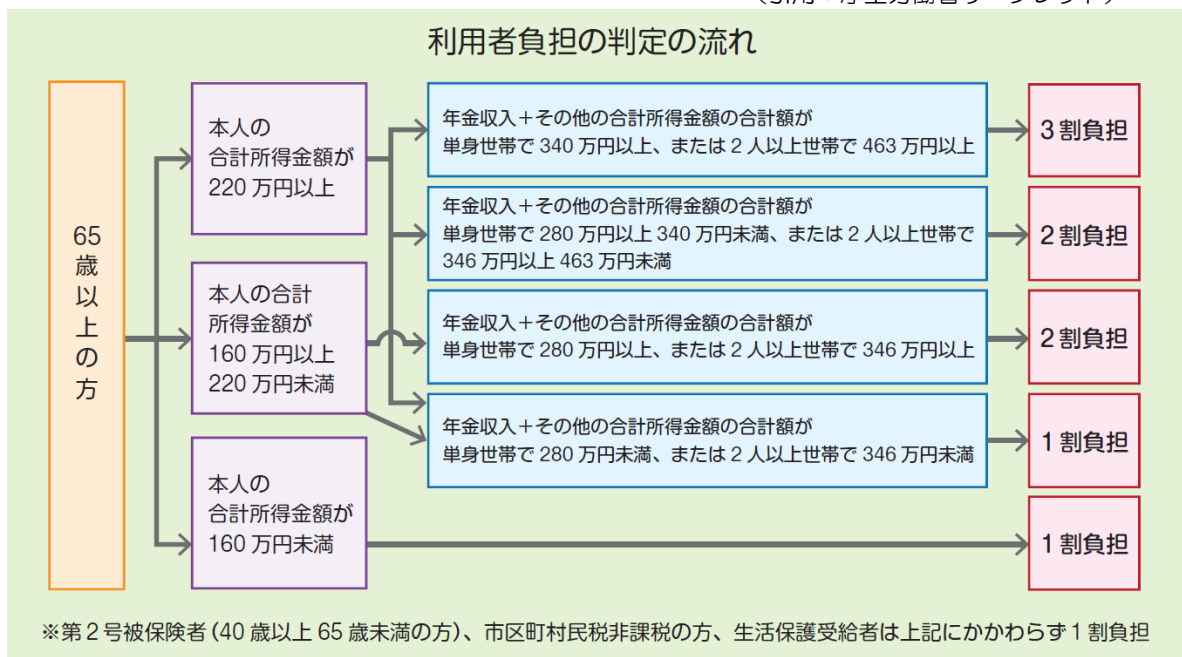
介護保険の要介護・要支援認定を受けている方及び総合事業の事業対象者の方へ「介護保険負担割合証」を交付します。「介護保険負担割合証」とは介護サービスや総合事業を利用した際の利用者負担が1割、2割または3割のいずれかをお知らせするものです。介護保険サービスを利用する際は、同封の「介護保険負担割合証」と「介護保険被保険者証」をサービス事業者に提示してください。

なお、要介護・要支援認定を受けている方には、毎年7月頃に、前年の収入や世帯構成に応じて、当年8月から翌年7月末までを適用期間とする新しい負担割合証を交付しています。

1. 負担割合の決め方

前年の収入や世帯構成に応じて決定されます。

(引用：厚生労働省リーフレット)



(注1) その他の合計所得金額とは、合計所得金額(注2)から、公的年金等にかかる雑所得を控除して得た金額です。

(注2) 合計所得金額とは、収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額から、租税特別措置法に規定される長期・短期譲渡所得にかかる特別控除額を控除した後の金額です。なお、扶養控除や医療控除などの所得控除をする前の金額となります。

2. 次の場合には負担割合が変更になる場合があります

- ・住民税の所得更正があった場合
- ・世帯の方に転出入があった場合
- ・65歳になられた場合

いずれかに該当し、負担割合が変更になる場合には、新しい負担割合証を交付します。